

## 令和2年度北九州市中小企業アジア環境ビジネス展開支援事業の申請について

北九州市環境局環境国際戦略課  
(アジア低炭素化センター)

## 1 事業目的

アジア地域等に低炭素化技術の輸出を目指す市内中小企業を対象に、自社が所有する既存の技術・製品について、海外でのニーズに合わせた現地での実証試験、または事業可能性調査（FS）に要する費用の一部を助成するもの。

さらに、助成対象事業のうち特に「SDGsの推進」または「海洋プラスチック対策」に資する事業について特別枠を設け、助成対象者の範囲及びFSの助成限度額を500万円に引き上げて助成するもの。

## 2 助成内容

		従来枠	特別枠（新設）
対象事業	実証	既に国内で販売しており、それを海外展開しようと現地で準備を進めている。本事業の補助により、現地ニーズに合わせた仕様に変更して実証試験をすることで、売り先の理解が深まり、確実な販路促進につながるもの。	
	FS	既に国内で販売しており、それを海外展開するための想定国・地域におけるビジネスモデルを構築するもの。	
対象案件		低炭素に資する環境関連技術・製品※水ビジネス、廃棄物・リサイクル、省エネルギー・新エネルギー等	左記に該当するもののうち、特に「SDGsの推進」または「海洋プラスチック対策」に資すると認められるもの
助成対象		海外で実証試験、FSを実施する市内中小企業 ※中小企業基本法で定める中小企業（注1）で、北九州市内に事業所等があること。	海外で実証試験、FSを実施する市内中小企業 ※会社法第二条第6項に規定する大会社に該当せず、北九州市内に事業所等があること。資本金として計上した額が5億円未満、かつ負債総額が200億円未満であること。
助成期間		1年以内（令和3年3月31日まで）	
助成金額 ※助成対象経費の1/2以内	実証	助成限度額500万円	
	FS	助成限度額200万円	助成限度額500万円
助成対象経費		土木・建築工事費、機械装置等製作・購入費、保守・改造修理費、人件費、消耗品費、旅費、外注費、諸経費	

（注1）中小企業基本法で定める中小企業で、北九州市内に事業所等があること

- ・製造業その他の業種 資本金3億円以下、又は従業員300人以下
- ・卸売業 資本金1億円以下、又は従業員100人以下
- ・サービス業 資本金5千万円以下、又は従業員100人以下
- ・小売業 資本金5千万円以下、又は従業員50人以下

### 3 審査基準

本助成金は、従来枠については「北九州市中小企業アジア環境ビジネス展開支援事業助成金交付要綱」第4条（助成金の交付要件）、特別枠については「北九州市中小企業アジア環境ビジネス展開支援事業（特別枠）助成金交付要綱」第4条（助成金の交付要件）を満たし、かつ適切な申請の手続きを行った申請者に対して下記の審査基準により採否等について審査します。

		従来枠	特別枠（新設）
実施体制		事業実施体制が妥当か	
施策の適合性		本市の環境施策に適合しているか	
事業化の可能性		ビジネスモデルが明確で、早期の事業化が見込まれるか	
計画性	実証	事業の実証場所が確保され、実証内容が具体的か	
	F S	事業の想定国・地域や調査内容が具体的か	
事業の優位性		事業展開における競争的優位性が見込まれるか	
環境への負荷低減		温室効果ガス削減など環境への負荷低減貢献度が高いか	
事業趣旨への適合性			「SDGsの推進」または「海洋プラスチック対策」に資するか

### 4 申請期間

申請の受付は令和2年4月6日（月）～6月30日（火）17時（必着）です。受付期間内に、申請先まで提出して下さい。

### 5 申請先

北九州市環境局環境国際戦略課（アジア低炭素化センター）

住所：北九州市八幡東区平野1-1-1 国際村交流センター3階

電話：093-662-4020

FAX：093-662-4021

担当課長：村上、担当係長：大谷

申請先は市役所（本庁舎）ではありません。ご注意ください。